

那須烏山市教育振興ビジョン（Ⅳ期計画）策定方針（案）

1. 計画策定の趣旨

那須烏山市教育振興ビジョンは、市の教育行政における基本理念や方向性を明確にし、その実現に向けた施策を体系的に示す基本計画として、平成23年度の第Ⅰ期以降、10年以上にわたって本市教育の充実に寄与してきました。これまでに、特色ある教育活動や地域との連携施策、学校施設の整備、ICT環境の整備などを着実に進展させ、多くの成果を上げてきました。

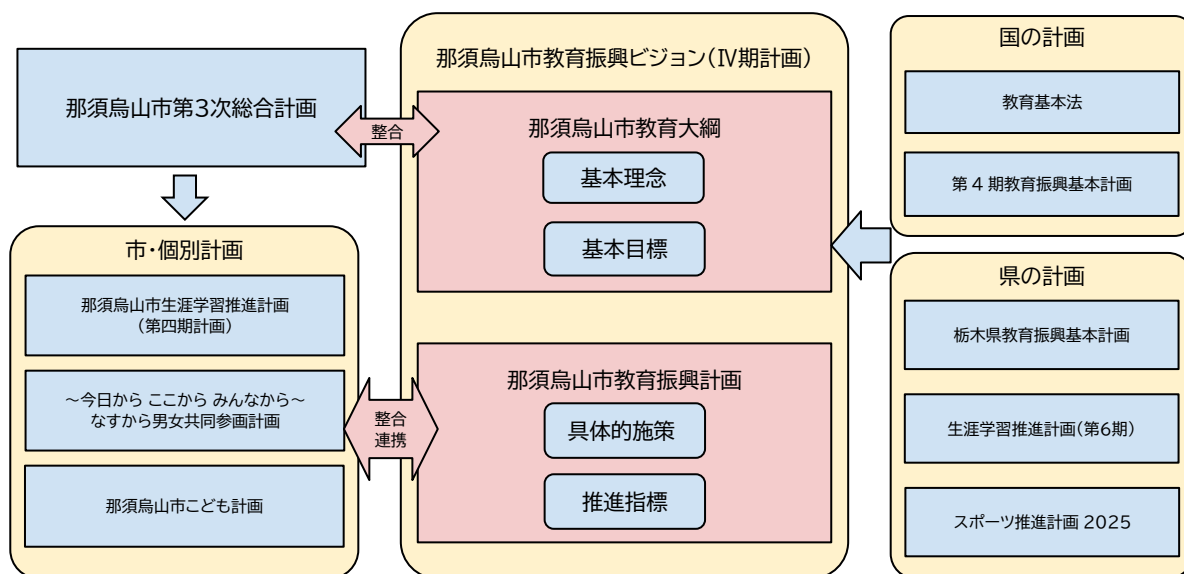
今回策定する教育振興ビジョン（Ⅳ期計画）（以下、「本計画」という。）は、現行計画（Ⅲ期計画：令和3年度～7年度）の終了に伴い、今後の社会変化や子どもたちの多様なニーズを踏まえ、未来を担う人づくりを一層推進するために、今後5年間における教育施策の指針を定めるものです。

また、国の「第4期教育振興基本計画」や栃木県の次期「教育振興基本計画」、市の総合計画等と整合を図り、地域社会と連携した持続可能な教育行政の展開を目指します。

2. 計画の位置付け

- （1）本計画は、市総合計画を踏まえた本市教育行政の最上位計画に位置付けます。
- （2）本計画は、基本理念や基本目標を掲げる「教育大綱」と、教育大綱に基づく具体的施策や推進指標を掲げる「教育振興計画」により構成します。
- （3）幼児教育から学校教育、生涯学習、社会教育に至るまで、市民一人ひとりの「学び」を支えるための基本指針として策定します。

【那須烏山市総合計画と那須烏山市教育振興ビジョンの位置付け】



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度今後5年間とします。
ただし、社会情勢等の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 上位計画との整合と反映

(1) 国の第4期教育振興基本計画との連携

文部科学省が示す「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という2つの理念に基づき、以下の視点を重視します。

- グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 栃木県の教育振興基本計画との連携

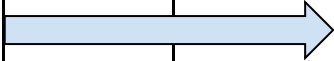
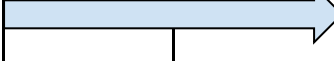
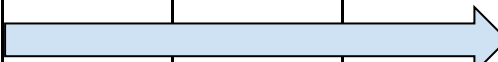
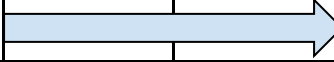
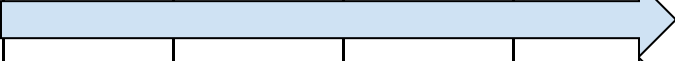
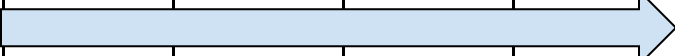
県の基本理念である「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる たくましい人を育てます」に沿って、本市でも次の点を反映します。

- 確かな学力・豊かな人間性・健やかな身体の育成
- キャリア教育やふるさと教育の推進
- 教職員の資質向上と働き方改革
- 誰一人取り残さない学びの保障（共生社会の視点）

(3) 栃木県の生涯学習推進計画・スポーツ推進計画との連携

県の生涯学習推進計画の基本目標である「学び、つながり、活躍できる人づくり」、スポーツ推進計画の基本理念である「スポーツを通じて夢や感動を共有しスポーツで人生を豊かにする“とちぎ”の実現」に沿って、本市でも次の点を反映します。

- 多様な主体の連携・協働を促す生涯学習の推進
- ふるさとへの愛着を育み、地域の持続発展を図る生涯学習の推進
- 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための体力づくりの推進

計 画	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)
国 第 4 期教育振興基本方針					
県 次期教育振興基本計画					
県 次期生涯学習推進計画 県 次期スポーツ振興計画					
市 第 3 次総合計画					
第 4 次総合計画					
市 教育振興ビジョン (Ⅳ期計画)					
なすから男女共同参画計画					
市 生涯学習推進計画 (第四期計画)					
市 こども計画					

5. 計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) 理念と実効性の両立

本市の基本理念「夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり」の下に、社会の変化に対応した実効性ある施策を構築します。

(2) 国・県との整合と地域独自性の両立

文部科学省の「第 4 期教育振興基本計画」や栃木県の「教育振興基本計画」で示された方向性（学び続ける人材の育成、誰一人取り残さない教育、デジタル活用、家庭・地域との連携など）を踏まえつつ、本市の教育文化や課題に即した独自の施策展開を図ります。

(3) 協働と参画

教育の主役は市民一人ひとりであるとの考えのもと、市民参画型の計画策定と、実行段階での多様な主体の協働を推進します。

6. 計画策定に当たって考慮すべき視点

本計画の策定にあたっては、第Ⅲ期計画の成果及び課題を検証し、次のような視点を全体に通底させ、那須烏山市らしい教育施策の展開を図ります。

(1) ウェルビーイング（心身の幸福と社会的充足）の実現

すべての子どもや市民が身体的・精神的・社会的に満たされることを教育の目標とします。学ぶ喜びや生きがい、地域とのつながりを実感できる教育環境づくりを推進します。

(2) 確かな学力と豊かな心の育成

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、人権尊重の精神や道徳性の涵養、いじめ・不登校への適切な対応を通して、豊かな心・社会性・自己肯定感を育てます。

(3) 「誰一人取り残さない」教育の実現

すべての子どもたちが、それぞれの可能性を最大限に伸ばせるよう、特別が支援が必要な児童生徒、多文化環境下の子ども、家庭環境に課題を抱える子どもへのきめ細かな支援体制を整備します。

(4) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の融合

個々の能力・関心に応じた学びの最適化と、他者と関わりながら学ぶ協働型の学びの両立を図ることにより、これまでの画一的な知識や・技能の習得重視の教育から自律性と社会性を育成する教育への転換を進めます。

(5) 教育 DX の推進

GIGA スクール構想の深化や教育データ利活用、教職員の働き方改革などを通じ、ICTを活用した質の高い学びと校務の効率化を実現します。

(6) 持続可能な社会の担い手の育成

環境、経済、社会の課題に主体的に向き合い、課題を自分ごととして考え、協働して解決に取り組む力を持った人材の育成を図ります。

(7) 主体的に社会の形成に参画する態度の育成（主権者教育）

自らの意見を持ち、対話を重ね、社会の一員として責任を果たす力を育成します。学校教育と地域社会との連携により、主権者としての意識形成を促進します。

(8) スポーツ活動と文化芸術の振興

運動や芸術文化の体験を通じて、健やかな体と豊かな感性を育むとともに、他者との関わりや地域文化への理解を深め、自己表現力を養います。また、「那須烏山市生涯学習施設個別施設計画」を踏まえ、誰もが生涯にわたって学び続けることができる施設の充実を図ります。

(9) 安全・安心で質の高い学校教育環境の整備

学校施設の老朽化対策、ICT 環境、空調や防災等の安全対策を進めるとともに、学校安全マネジメントの体制強化により、子どもたちの安全・安心を確保します。

また、学校適正規模等検討委員会より答申を受けた「学校適正規模・適正配置等に関する答申書」を踏まえ、学校施設の更新・統廃合・長寿命化を図り、学校施設の充実を図ります。

(10) 地域との共創による学びの場づくり

地域学校協働活動や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の充実により、地域と学校が協働する教育モデルを広げていきます。郷土への愛着と社会参加意識を育む教育の充実を図ります。

(11) 幼保小中の円滑な接続と学びの連続性の確保

子どもの発達段階に応じた切れ目のない育ちと学びを保障するため、保育所・幼稚園・こども園、小学校、中学校の連携・協働体制を強化します。

また、将来を見据えた小学校・中学校の段階を一体的に捉え、学校の魅力づくりにつなげるため小中一貫教育の一層の促進を図ります。

(12) 持続可能な開発目標（SDGs）との整合

教育における「目標 4（質の高い教育をすべての人に）」を核とし、「健康」「平等」「地域連携」等の関連目標と一体的に捉え、教育が地域と未来の持続可能性に貢献する構造をつくります。

7. 市民意向の反映

教育は市民全体で支え育てていくものです。計画の策定にあたっては、児童生徒、保護者、教育関係者、地域住民など多様な主体の声を積極的に取り入れるため、以下の手法を用いて市民意向を反映します。

- 全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学力調査における児童・生徒質問紙の調査内容
- パブリックコメントによる意見反映

8. 策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内外の関係機関と連携・協働しながら、実効性と整合性のある計画づくりを目指します。以下の組織を中心に、それぞれの役割に応じた検討と調整を行います。

(1) 庁内組織

①那須烏山市教育振興ビジョン策定委員会

教育委員会と庁内関係各課・グループから選出された構成員で組織され、市の総合計画や他の関連施策との整合性を図りつつ、計画策定に係る課題抽出、具体施策の検討等を行い、教育振興ビジョンの基本方針案を策定します。

②政策調整会議

本計画の位置付けや事業内容、市の総合計画との整合性等について全庁的な観点から本計画に関する協議、検討を行います。

③庁議

庁内における最高意思決定機関として、本計画に関して協議・検討し、庁内における決定を行います。

④総合教育会議

(市長と教育委員会が教育の重要施策や将来ビジョンについて協議を行う場)

本計画における「教育大綱」について協議検討のうえ、決定します。また、教育振興計画について協議・検討のうえ、教育委員会に意見します。

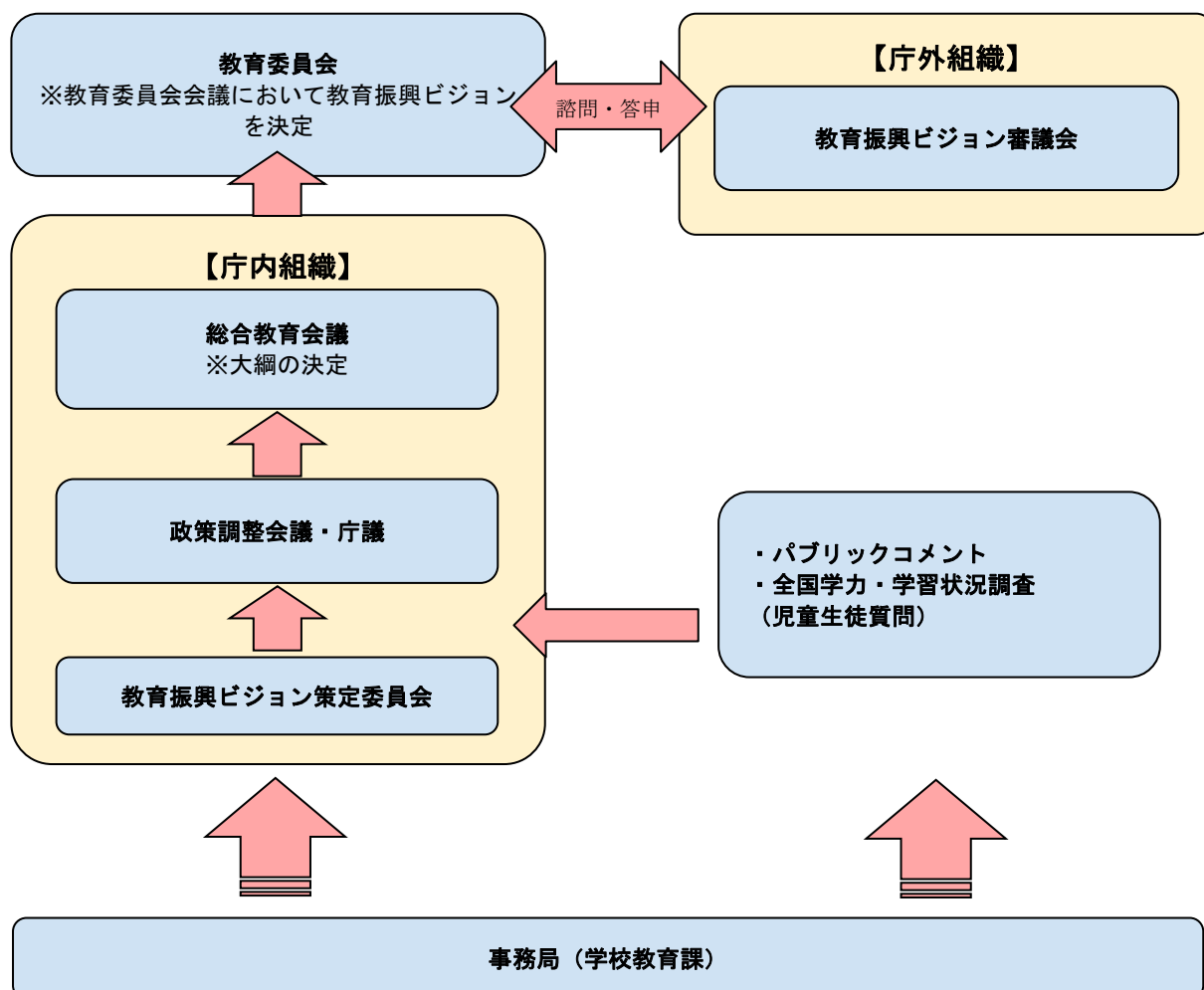
(2) 庁外組織

①教育振興ビジョン審議会

学校関係者、地域住民代表、学識経験者などで構成される審議会にて、教育委員会の諮問に応じて、計画の基本理念や目標、施策内容などについて審議を行い、実効性の高い計画となるよう提言(答申)を行います。

(3) 教育委員会(教育委員会会議)

教育振興ビジョンの策定を主管する組織となります。教育振興ビジョン審議会からの答申、総合教育会議の協議内容を踏まえ、教育委員会会議において教育振興ビジョンを決定します。策定後は、計画の実施・評価・見直しの責任主体として全体を統括します。



9. 策定スケジュール（予定）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会		第1次素案		第2次素案		素案				
政策調整会議・庁議	方針			第2次素案		素案			案	
総合教育会議	方針決定				骨子		素案			
教育委員会										決定
振興ビジョン審議会					骨子		素案 答申	答申		
市民意向								パブコメ		

◆主な内容

令和7年6月	策定準備開始（策定方針・体制構築）
令和7年7～9月	第1次・第2次素案の作成
令和7年10月	骨子の作成
令和7年11～12月	素案の作成
令和8年1～2月	答申からの計画案の最終化（教育委員会・市長部局との調整） パブリックコメントの実施
令和8年3月	教育振興ビジョン案決定・公表

【参考】

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3（大綱の策定等）

地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

◆教育基本法17条

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。